第１回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

（南丹市福祉保健部福祉相談課）

令和2年度第１回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会　議事録

開催年月日　令和2年6月24日（水）午前10時～

開催場所　南丹市役所　4号庁舎　2階会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

　（1）委員の総数　　　5名

　（2）出席者数　　　　5名

　（3）出席委員（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **役職** | **氏名** | **選出区分** | **備考** |
| 委員長 | 松田　めぐみ | 京都弁護士会 | きさらぎ法律事務所 |
| 副委員長 | 上田　浩平 | 成年後見センター・リーガルサポート京都支部 | 上田司法書士事務所 |
| 委員 | 大釜　訓 | 京都社会福祉士会 | げんてん社会福祉士共同事務所 |
| 委員 | 若井　淑子 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会　生活相談課 |
| 委員 | 船越　由美 | 学識経験者 | 京都中部総合医療センター　地域医療連携室 |

（4）事務局

　　　　榎本保健福祉部長、福祉相談課　橋本課長、西村課長補佐、

　　　　中西課長補佐、林相談支援員

1　開会

2　委嘱状交付

　部長あいさつ

本来ですと、西村市長が皆様に委嘱状の交付並びにご挨拶をすべきですが、他の公務が重なり出席できないことお許し願いたいと思います。

皆様には平素から南丹市の福祉施策の推進につきましてご理解を賜り、ご支援ご協力いただき厚く御礼申し上げたいと思います。またこの度は、南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会の委員を快くお引き受けいただきましたこと、重ねて厚くお礼申し上げます。

南丹市では本年4月から権利擁護・成年後見センターを設置することができました。このセンターは近年認知症や、知的障害、精神障害などにより判断能力に不安を抱える方が増えてきていますが、成年後見制度の利用促進において、本市ではこれまで、十分な取り組みができてませんでした。

そこで成年後見制度の利用促進をするための相談窓口を明確にすることによって、相談体制や後見人の支援体制を整え、成年後見制度の一層の利用促進を図るために福祉相談課内に専門の職員を配置し業務を行っています。

この運営委員会につきましては、センターの円滑な運営に関すること、また成年後見制度を必要としている方へ円滑に制度の利用が進むなど、成年後見制度の利用促進のための体制作りや、支援に関わる困難事例など、委員の皆様からの助言をいただきながら、今後の運営に活かしていくために設置したものであります。4月からまだ、3ヵ月足らずで、まだまだ市民への周知も十分ではなく、センター機能としての役割はこれからであります。

また、国が示しています中核機関の設置には至っておりませんので、更に相談支援体制の充実を図っていくことが必要であると考えていますので、そうした面もよろしくお願いしたいと思います。

最後になりましたが、委員の皆様方にはこの2年間大変お世話になりますが、それぞれの立場から忌憚のないご意見を賜りますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、就任のお礼と開会のご挨拶に代えさせていただきます。

3　運営委員紹介、委員長・副委員長選出

　選出方法　互選

　・委員長　　松田めぐみ　委員

　・副委員長　上田浩平　　委員

4　協議事項

（1）南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会について

　　　資料1の通り

【委員長】

各所属団体に説明の上推薦依頼をいただいておりましたが、改めて確認事項等ありませんか。　※委員より質疑なし

（2）南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会　公開又は非公開の決定について

【事務局】

　　　議事を協議いただく前に、南丹市審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、運営委員会の公開、非公開の決定をお願い致します。

※資料2

昨年の準備会で運営委員会の公開、非公開につきましては、かなり議論がされました。内容は、やはり情報公開の観点から原則公開が望ましいというご意見。会議、運営委員会議事録全てを非公開としてしまうと、センターの運営状況が市民には見えないというご意見。

その一方他市での経験もふまえ、運営委員会では具体的な個人情報を含め協議することを想定しているため、個人情報を含む協議とそれ以外を区別することが難しく、部分的に傍聴可能とするのが困難であり、また具体的な個人情報抜きに協議することは、十分な協議に至らずに運営委員会の趣旨を損ねる恐れがあるというご意見をいただきました。

　　　事務局といたしましては、指針3「審議会等の公開基準」におきまして会議を公開することにより、公平、円滑な審議等を著しく阻害され、会議の目的を達成されないと認められる場合に当たるのではないかと判断し、非公開として今回の運営委員会を設定いたしました。しかしながら、指針4「公開又は非公開の決定」に定められている通り、正式には運営委員会で決定いただくこととなっていますので、委員の皆様にお諮り申し上げます。

　　　尚、会議録の公開につきましては、指針8「会議録等の公開」に従いまして、非公開部分を除いた会議録を公開したいと考えております。ご審議の程よろしくお願い致します。

【委員長】

事務局からの提案に関しまして委員の皆様から、ご意見はありませんか。

【A委員】

個別情報を取り扱うことになるので、それでいいかと思います。

【B委員】

自分の経験もふまえ、この会議で過去にあった事例の紹介もするかと思い

ますので、やはり非公開がふさわしいかと思います。

【委員長】

運営委員会の公開・非公開につきまして、決を取りたいと思います。

公開が適切であると思われるかたは、挙手をお願いします。

※挙手なし

非公開が適切であると思われる方は、挙手をお願いします。

※全員挙手

全員一致につき運営委員会は非公開と決定いたしました。

（3）令和２年度　南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）

【事務局】

※資料3の通り

重点実施項目として、4点挙げさせていただいています。

1．広報・啓発に関しては、

まだまだ制度の理解が進んでいないとの意見が準備会でもあがっていました。制度を知っていただくことと合わせて、専門的に相談できる場所が増えたという点を周知するとともに、市民、支援者に周知していく役割をセンターが果たしていけたらと考えています。

2．相談体制の構築に関して、

センターの相談体制を整えることと合わせて、一時相談窓口となる関係機関との顔の見える関係づくりに力を入れていきたいと考えております。

こちらにつきましては、3月に包括支援センター、生活相談センター、障害の基幹相談センター、市の高齢福祉課、社会福祉課、関係機関で顔合わせを行いました。今年度は、先日6月22日に「権利擁護連携会議」（仮称）を持ち、それぞれの機関での相談状況や支援の難しいケース対応についての意見交換を行いました。今後もこのような形で相談体制の構築を考えています。

3．市民後見人支援体制の整備。

4．中核機関設置に向けた協議　以上を今年度の重点項目としてあげています。

　　 新型コロナウイルス感染症の影響で、講演会等の見通しが立たず、会議の中止や規模の縮小も相次ぐ中、出来ることから、一歩一歩啓発を行い、今年は地固めの年と考えております。

【委員長】

只今、提案していただきましたが、ご質問等はありませんか。

令和2年度事業計画について、承認される方は挙手を願います。

　　※全員挙手

　　　事業計画につきましては、承認されました。

（4）4月～6月の状況について（報告）

【事務局】

　　※資料4の通り

権利擁護連携会議（仮称）では、本人が後見制度の利用に前向きではないケースや身寄りのない方、親族との縁が薄い方などもあり、なかなか申立てにつながらないことが多く、悩んでいるとの意見が出されておりました。

また、支援者から後見の相談は入るが、本人、家族がまだ申立てには気持ちが至っていないケースもあり、制度利用を促すには手前の支援が大切であるが、後見センターに相談するタイミングはどこなのか、本人、家族にとって一番いい他の機関につなげるタイミングはどこなのか考えさせられるといった意見やケアマネージャーなど支援者側の後見制度に対する理解は進んで来ていますが、個人差があり、まだまだ浸透していない部分も多いので、制度に関しての基本的な説明を分かりやすく行うことことも大事ではないのかとの意見をいただいています。

制度の利用に関して本人達の意識が伴わず、支援が困難な状況がある等の意見がありましたが、やはり時期を待つしかない。時期が来た時に素早く対応できるように、なるべく早い時期に関係機関と情報共有、協力体制を作っておくことが大切との意見も出ていました。

【C委員】

制度の周知は課題ではないかと思います。

関係機関から、ケースが出てきたときに他の機関から、前からこの方は制度が必要と感じていたというケースも多かったです。

今後は関係機関で一斉に集まる機会を作っていただいて、情報交換できるので、早い時期から個別事例、ケースとして、情報共有が出来る機会はありがたいと思います。

【事務局】

4月からの取り組みと致しましては、文字放送・お知らせなんたんへの掲載を実施しております。病院や関係機関にセンターのチラシを持参して紹介をと考えていましたが、コロナの関係で自粛となっていましたので、この間にお会いした関係機関の皆様には直接お渡ししている状況です。

※社会福祉協議会　法人後見に関する取り組みについて（社会福祉協議会）

社会福祉協議会では法人後見事業を考えています。

法人後見に関しては実施要項を作りまして、現在マニュアルを作成しているところです。令和元年10月3日に、第1回の運営委員会を開催しました。そちらで、今後の運営と、要項について協議しました。まだ受任事例が1件もないので、勉強をかねて社協が法人後見を行っている長岡京市に行かせていただき実務を学ばせていただきました。

今年度ですが、市民後見人の養成講座終了者の中から、法人後見支援員として活動していただく方をご登録いただくために、説明文書を作りました。

今後の検討につきましては、7月から10月中に一度ソーシャルディスタンスに気を付けて、開催をしたいと考えています。

社協で、法人後見部門を担当しているのが、生活相談課ですが、こちらは困窮者事業も兼務していますので、福祉相談課と連携を取りながらすすめております。この中に成年後見に関する相談が流れてくることもあります。

色々な法律的な関係の相談に困窮者支援の一環として、京都司法書士会の協力を得て、法的解決支援プログラムを実施していまして、当社協に入って来る、法律に係る相談事、その中に成年後見制度も含まれますが、そういった事に対して司法書士さんに、アウトリーチしていただき、必要な時に出前していただいて、相談に乗っていただくシステムを実施しています。法人後見に関しましてはまだ準備段階ですが、今後は福祉サービス利用援助事業利用者の中で、認知レベルが下がりサービス継続が難しくなった方で、紛争性がない方に関して受任検討していく。また、後見センターから法人を利用されたほうがいいケースを紹介された場合も検討をしていきます。

（5）センター事業について

【事務局】

　　・市民後見人養成講座修了者フォローアップ研修について

今年度のフォローアップ研修は、昨年度までは年2回の開催でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮し10月ごろに1回実施出来ればと考えております。ただ、状況によっては延期や中止も検討いたします。

　　　　　講義内容（案）としまして、今後市民後見人の方々が活動する中で身上保護の進め方をどうすればいいのかも含め、意思決定支援について出来ればと考えております。その他にも、一度していますが、成年後見制度利用促進法、中間検証報告も出た所なので、改めて取り上げるかとか、後見実務でやっておくべき手続きを勉強していただいてもいいのではないかと考えています。

・専門職相談会について

目的は、市民からの成年後見制度に関する相談、それだけではなく、遺言相談、相続相談に関して専門職の視点からの相談機会を設けることにより、成年後見制度の利用促進を目的として実施するとさせていただきました。本来の目的として、後見制度に関することだけでいいのではないかとのご意見もあるとは思いますが、他市の状況をみる中で、京都府下のセンターに電話で現状確認をした所、後見制度の言葉なども浸透していない中、後見の相談だけでは相談がないと聞いています。その中で遺言、相続などの相談も入れることで、そこから後見の相談にもつながるのではないかと考えています。

【C委員】

これでやってみて、様子をみながら必要があれば増やしていくなどでいいのではないでしょうか。

・市長申立対応報告、個別ケース相談

（6）その他

　　【事務局】

　　　・議事録の公開方法について

　　　　　先程公開、非公開の所でもお伝えさせていただきましたが、議事録の公開につきましては、非公開部分を除きまして公開とさせていただきたいと考えていますが、公開につきましてはやはり秘匿性の高い情報の捉え方で、事務局と委員の皆様との間に、齟齬が生じることがあってはならないと考えております。

委員の皆様には事務局の作成した、議事録を一度確認していただきまして、了解をいただいたうえで公開をさせていただきたいと思いますので、ご賛同いただけますでしょうか。

【委員長】

今の提案について意見のあるかた、いらっしいますか。　※意義なし

【事務局】

・オブザーバーの運営委員会出席について

今年度の事業計画の重点項目と致しまして、市民後見人支援体制の整備・中核機関設置に向けた協議があります。

市民後見人の支援体制につきましては、家庭裁判所との連携及び市の体制に対して家庭裁判所の理解が不可欠です。そのことから、この委員会の中で市が積み上げていく過程を一緒に共有いただき、市の方向性に対しても、家庭裁判所の立場からオブザーバーとして助言をいただきたいと思っている所です。

また中核機関の協議につきまして、今現在、様々な中核機関の形が、出来上がってきております。全国、京都府下の状況は刻一刻と変わってきています中で、検討していくに当たり、京都府内及び全国の動向を掌握されている京都府、また委託先が最も多い社会福祉協議会の状況をよくご存じなのは、京都府社会福祉協議会と考えておりますので、条例第13条4項に基づいて必要により家庭裁判所、京都府、府社協にオブザーバーの出席を求めたいと考えておりますが、ご承認いただけるかどうかよろしくお願い致します。

【委員長】

今の事務局からの提案について、ご意見のあるかたはお願いします。

　　　　※異議なし

オブザーバーの件は承認するとさせていただきます。

以上を持ちまして議事は終了しましたので、これで本日の協議事項を　終わらせていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。

　閉会　上田副委員長